

大阪市デジタル基盤整備方針作成支援等  
業務委託

落札者決定基準

令和7年5月

大阪市デジタル統括室

## 1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札事業者評価会議において、学識経験を有する者（以下「評価委員」という。）の意見を聴くものとする。

### (1) 提案内容の評価

落札者決定基準別紙「大阪市デジタル基盤整備方針作成支援等業務委託 提案書評価表」（以下「提案書評価表」という。）に基づき、提案内容の評価し、「技術評価点」を与える。

### (2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 及び (2) により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

本市では、「住民情報や内部情報を取り扱うシステムの業務インフラ」として、また「LGWAN、インターネット、メール、ファイルサーバなどを利用するためのOAインフラ」として、大阪市デジタル基盤の構築・運用を長年にわたり行ってきた。その結果、現在ではほとんどの職員が、このデジタル基盤を活用して日々の業務を遂行している。

今回の業務委託は、これらのデジタル基盤の将来を検討する重要なものであり、作成される方針は、現在および今後デジタル基盤を利用する全ての業務システムや職員に関係し、大きな影響を及ぼすものである。また、デジタル基盤は様々な業務とシステムを支えるインフラとして多くのサービスを提供していることから、その将来の検討は複雑で多岐にわたる内容となる。

そのため、業務の受注者には最新の技術動向や導入事例、国や他自治体、BODX を代表とする本市内部プロジェクトの調査・ヒアリング能力が求められる。また、物理的・論理的ネットワーク、端末、セキュリティ、運用など、幅広い技術レイヤーに関する知識・経験、および方針の管理運営プロセスに関するノウハウも必要である。

本業務委託においては、こうした能力・知識・経験が成果物の品質に大きく影響することから、「技術点」を重視した総合評価が求められる。したがって、「技術評価点」と「価格評価点」の比率は3対1とし、入札参加者の総合評価点は、これらの単純合計とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(200 点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(150 点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(50 点満点)} \\ \hline \end{array}$$

### (4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

### (5) 「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合  
「技術評価点」が高い者を落札者とする。

- イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合  
「技術評価点」のうち、評価項目「整備方針の構成案及び管理運営プロセス案の作成」が最も高い者を落札者とする。
- ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「評価項目『整備方針の構成案及び管理運営プロセス案の作成』の評価点」が同じ場合  
「入札金額」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

## 2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、必要に応じて提案内容の確認を行う場合がある。

### (1) 項目評価の考え方

各評価項目の評価点は、「項目点」に「項目加重点」を乗じ、それらを合計することにより算出する。評価点の合計の満点は150点であり、具体的な評価項目及び配点は「提案書評価表」のとおりである。

項目点は、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」「0点」の6段階で評価するものとし、本市で想定していたレベルの提案であれば「3点」とする。非常に高いレベルの提案は「5点」、非常に低いレベルの提案は「1点」とし、基準点と「5点」及び「1点」との中間レベルの提案については、それぞれ「4点」、「2点」とする。記述・提案がない、要求水準を満たしていないものは、「0点」とする。

項目加重点は、すべての項目点が「5点」である場合に、評価点の合計が150点となるように、評価項目ごとの重要度に応じて設定する。

なお、各評価項目の評価点が、1項目でも0点の場合には、落札者とししない。

### (2) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。

$$\text{技術評価点} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}$$

## 3 入札価格の評価

価格評価点は次のとおり算定する。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{点} \times (1 - (\text{入札金額} \div \text{入札予定価格}))$$

※「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。なお、入札参加者の入札金額が本件の入札予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者とししない。(提案内容の評価は行わない。)

## 4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 評価委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと